

Client Alert

16 March 2026

ベトナム知的財産法の大規模改正（2025年IP法）に関する概要

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

改正の背景と全体概要

2025年12月10日、ベトナム国会は知的財産法（以下、「2025年IP法」）の大規模改正を可決した。改正法は2026年4月1日に施行され、知的財産保護の近代化、産業財産権手続の効率化、さらにデジタル環境に対応した執行体制の強化を目的としている。

今回の改正は、以下の4つの領域において重要な制度変更を伴う。

- 著作権・著作隣接権
- 産業財産権（特許・商標・意匠等）
- サービスプロバイダー（ISP・プラットフォーム）の責任範囲
- 権利行使・執行強化

以下では、主要な改正点を項目別に整理する。

主な改正点

1. IP登録・審査手続の迅速化

2025年IP法は、長年の課題であった審査遅延や手続停滞への対応として、審査期間及び関連手続の大幅な短縮を図っている。

◆ 審査期間の短縮

商標・意匠：従来の審査期間（商標9か月・意匠7か月）を5か月に短縮

特許：実体審査期間を18か月→12か月に短縮

実体審査請求期間：42か月→36か月へ短縮

◆ 異議申立期間の短縮

商標：4か月→3か月

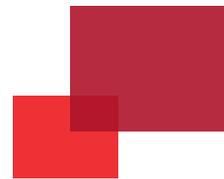
意匠：4か月→3か月

特許：9か月→6か月

◆ 審査加速制度（Expedited Examination）の導入

申請者は、以下の迅速審査の適用を受けることが可能となる。

商標：公開から3か月以内に実体審査を完了



特許：公開日または審査請求日の遅い方から3か月以内に実体審査を完了

2. 著作権分野：デジタル複製・データ利用に関する新ルール

◆ コンピュータプログラムの保護

- 正当ユーザーは、削除や技術的障害に備え1部のバックアップコピーの作成が可能
- バックアップコピーの譲渡は禁止
- SaaS等オンライン提供モデルにおけるバックアップ権限は、ライセンス条件に依存

◆ AI学習・研究目的でのデータ利用

- 公開され合法的にアクセス可能なテキスト・データは、研究・実験・AI訓練の目的で利用可能
- ただし、著作権者の正当利益を不当に害しないこと、法令遵守が条件となる

◆ 保護対象外の明確化

以下の要素は著作権保護の対象外であることが明文化された。

- アイデア
- スローガン
- 単独の作品名

3. 意匠保護の対象拡大 — デジタル・非物理的形態の明確化

意匠の定義が拡張され、次の事項が保護対象に含まれる。

- 製品全体または一部の外観
 - 物理的形態に加え、非物理的（デジタル）な外観
 - デジタルコピーの流通や、製品の一部分の製造も侵害行為となる可能性
- UXデザインやGUI等デジタル領域を扱う企業にとって重要な改正である。

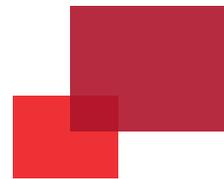
4. サービスプロバイダー（ISP・プラットフォーム）の責任強化

◆ 安全港制度（Safe Harbor）の拡充

- 対象を「著作権」からすべての知的財産権に拡大
- 指定された技術的・手続的要件の遵守が必要

◆ 対象範囲の拡大

適用範囲は、従来の「インターネット／通信環境」から、クラウドサービス、OTT、SNS等広範なサイバースペース全体に及ぶ。



◆ プラットフォームへの新たな義務

- IP 侵害防止措置を積極的に実施する義務
 - IP 法、E コマース法、サイバーセキュリティ法等との横断的遵法が必要
- 従来の「削除請求後の対応」中心のモデルから、能動的（proactive）な IP 保護義務へと転換する点が大きな特徴である。

5. デジタル環境に対応した執行強化

◆ オンライン侵害への対応強化

裁判所及び行政機関は、以下の措置を命じる権限を持つ。

- 違法コンテンツの削除・非表示化
- アクセス遮断（アカウント・ウェブサイト・アプリ等）
- インターネットアドレスの停止

◆ 損害賠償額の引上げ

- 法定損害賠償額：5 億 VND→10 億 VND
- 精神的損害：国家基本給の 10～100 倍による算定方式へ変更

◆ 行政制裁の拡大

- 「模倣品の保管（storage）」を行政違反として明確化
- 不正競争行為も行政制裁の対象として規定

今後の対応と示唆

2025 年 IP 法は、現代的でイノベーションに親和的かつデジタル時代に適合した知財エコシステムを構築するための、ベトナムの取組を示すものである。

これまでベトナムでは出願審査の滞留が発生していたが、2025 年 IP 法は審査期間の短縮や迅速審査の導入により、この問題の解決を図っている。

手続の近代化、デジタル空間における権利の明確化、インターネットサービスプロバイダーの義務及び執行手段の強化を通じて、2025 年 IP 法は権利者の法的確実性を大きく向上させると同時に、出願人及び行政当局の効率性向上にも資するものである。

また、2025 年 IP 法における変更点は、デジタルプラットフォームにおける責任あるガバナンスを促進し、オンライン侵害に対するより効果的な救済手段を提供することも目的としている。